

厚生労働省との意見交換に係る質問事項
(介護分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当事務局までご回答下さいますようお願い申し上げます。

介護保険報酬における加算について

(1) 事業者からのヒアリングによれば、より高品質なサービスの実施に向けたインセンティブとなるはずの加算が、必ずしもそうなり得ていないとの指摘がある。例えば、居宅介護支援における特定事業所加算では、算定要件が多く、それらを満たすための総コストが加算を上回ってしまうため、対応を見合わせるなどのケースがあるという。実際にサービスの向上を図り、加算を得たケースがどの程度あるのか等、加算の効果検証が行われていれば、詳細を教示されたい。

(2) 現在、利用者の要介護度・要支援状態の維持・改善を指標として、事業所評価加算が設けられているのは、介護予防の通所系サービス(試行的に導入)に限られると解してよいか。また、加算を受けた当該事業所の利用者は、1割負担の部分で負担増となってしまうが、例えば、利用者負担の枠外で事業所加算を適用する等、利用者の予防への積極的な取組を阻害しないような工夫をすべきと考えるが、貴省の見解如何。

(3) 上記(2)以外のサービスにも、事業所評価加算を新設することにつき、どのように考えられるか伺いたい。

(4) 現制度下では、要介護度や要支援状態の維持・改善における利用者の努力が、利用料や保険料の面で自身のメリットとして実感できる仕組みはないと解してよいか。そうした仕組みの導入により、将来的には要介護者数の減少や給付保険料の削減に繋がるのではないかと考えるが、貴省の見解如何。

介護支援専門員(ケアマネージャー)の報酬について

(1)現在の制度では、ケアマネージャーの報酬は10割が介護保険から給付され、かつ提供サービスの質に拘わらず一律である。利用者の評価がケアマネージャーの報酬に反映されるような仕組みの導入が、サービスの質の向上や利用者満足に繋がると考える。例えば、優良なケアマネージャーのサービスには、保険給付の他に、利用者と事業者の契約に基づく利用者負担による上乗せ料金の受領を認めるなど、柔軟な報酬のあり方につき、どう考えられるか伺いたい。

指定事業所の基準について

(1)事業者ヒアリングでは、指定要件である人員、設備、運営に関する基準が厳格に運用されすぎるあまり、スケールメリットを追求し、経営の効率化を図るなど、本来活かされるべき事業者の創意工夫がおきにくくなっているとの意見が多くあった。中でも、サービス提供責任者の配置数規制については、弾力的な基準の運用を求める声が特に強かった。そこで、優良なサービス実績のある事業者であれば、遵守への回復に向けた努力を前提に、一定期間のみ、人員配置基準の弾力化を認める等、柔軟な運用を行ってはどうかと考えるが、貴省の見解如何。その際、近隣の複数事業所間で人の融通が利くといった連携が図れる体制を持っているか等、指導監督を行う自治体はその責任の下に、それぞれ判断基準を持つことの是非につき、どう考えられるか伺いたい。

介護サービス情報の公表制度について

- (1)すべての介護保険サービス事業者に義務付けられているサービス情報の公表制度の概要を説明されたい。
- (2)制度本来の趣旨である「利用者の選択に資する」という目的を果たすには、現在公表されているサービス内容の項目だけでは必ずしも充分でないとの指摘がある。サービスのアウトカム情報、例えば、要介護度の維持・改善の度合いや率等は利用者にとって非常

に関心の高い項目の1つであり、それらを公表項目に追加することで、事業者やサービス間の比較検討が行いやすくなると思うが、貴省の見解如何。

介護人材について

- (1) 人口の高齢化が進む中、介護を担う人材の確保の重要度は高まる一方である。貴省の試算によれば、平成16年度の介護職員数は約100万人だったが、介護保険の利用者増等に伴い、平成26年度には約140～160万人が必要になるとされている。現状の介護職員の定着率や有資格者の介護職への就業率の低さも勘案すると、人材の確保はまさに急務である。そこで、貴省で認識されている課題と対策を教示願う。
- (2) 平成18年度から開始された介護職員基礎研修の概要と導入の経緯および都道府県別の実施状況(指定事業者の数、属性等)を説明されたい。
- (3) 介護職員基礎研修の実施や、介護福祉士資格の見直し、介護職の資格要件の引き上げの方向性等が、介護職員になろうとする人にとって入り口でのハードルを高めることにはならないか。上記(1)との関連において、どのような人材養成のあり方を考えられているのか伺いたい。

以上